

佐藤由美 (2000)

『植民地教育政策の研究【朝鮮・一九〇五―一九一一】』

龍溪書舎

山田寛人

はじめに

本書は、著者の博士論文「明治期日本の対韓教育政策に関する研究【1895-1911】-日本人学務官僚の活動を中心に-」（青山学院大学、1994年）と、日本学術振興会特別研究員の採用期間（1996年1月～1998年12月）に取り組んだ「第一次朝鮮教育令の制定過程に関する研究」の成果を合わせて編んだものである。

この時期の朝鮮での教育政策に関しては、尹健次（1982）、金泰勲（1996）、稲葉（1999）などで詳しく論じられてきた。こうした先行研究をふまえた本書の特徴は、新事実の提示というよりも学務官僚の活動を軸に論じるという新しい観点の導入というところにある¹。

著者は学務官僚に注目した理由を二点あげている。第一に、学務官僚の活動は日本政府の朝鮮統治方針の枠内にあったものの、当時は統治方針そのものが十分に具体化されておらず、かれらの朝鮮観や朝鮮の子どもたちに対する教育観がそのまま政策の細部に反映されていたと見るからである。第二に、学務官僚が「異文化をどのように受け止め、どのように政策に反映させたのか」という思索の跡を辿ること、朝鮮が自らの手で近代化する可能性を奪ってしまうことにどれだけ自覚的であったか、彼らの盲点は何であったのかを探求する」ことの重要性による。

一、本書の内容

本書の構成は時系列で整理されており、第一章が「第一次日韓協約」(1904.7.22-)、第二章が「第二次日韓協約」(1905.11.17-)、第三章が「第一次日韓協約」(1907.7.24-)、第四章が「韓国併合ニ関スル条約」(1910.8.29)から「朝鮮教育令」(1911.8.22)までとなっている。以下に本書の目次を掲げる。

序

第一章 植民地教育の導入と韓国学政参与官の誕生—幣原坦—

- 第一節 朝鮮政府による教育の近代化
- 第二節 日露戦争と韓国「保護国」化への布石
- 第三節 韓国学政参与官幣原坦の誕生
- 第四節 学政参与官幣原坦の活動
- 第五節 学政参与官幣原坦の更迭

第二章 「保護政治」下における植民地教育体系の整備

—三土忠造・俵孫一—

- 第一節 韓国「保護国」化と日本の対韓教育方針
- 第二節 「模範教育」としての初等教育普及政策
- 第三節 実業教育普及政策

第三章 「次官政治」の開始と教育救国運動の取締り

—俵孫一・隈本繁吉・小田省吾—

- 第一節 次官政治の開始と日本人学務官僚
 - 第二節 韓国民衆による教育救国活動
 - 第三節 学部・統監府による教育救国運動取締り政策
- #### 第四章 「朝鮮教育令」の制定と植民地教育体系の確立

—寺内正毅・関屋貞三郎・隈本繁吉—

- 第一節 初代朝鮮総督寺内正毅と朝鮮総督府内務部学務局
 - 第二節 朝鮮教育令の制定
- ### 結び

全体をとおして、学務官僚に注目した理由として第一にあげられていた、学務官僚の朝鮮観や教育観が実際の教育政策（教育関連の法令、教科書、カリキュラムなどの作成）にどのように反映されていたのかに重点を置いて論じられている。まず、各章の内容を簡単に見ておくことにする。

第一章では、韓国学政参与官であった幣原坦の朝鮮観、教育観が「韓国教育改良案」にもとづいて行われた教科書の編纂や「普通学校令」の草案作成にどのように反映していたのかが述べられている。

第二章では、幣原の後任となった三土忠造の朝鮮観、教育観と、普通学校（朝鮮人のための初等教育機関）のカリキュラム編制や教科書編纂との関連、および普通学校の日本人教員の朝鮮観や教育実践などが検討されている。

第三章では、学務課長の隈本繁吉による学校視察と、編輯課長の小田省吾による教科書の検定作業など、「教育救国運動」取組み活動が取り上げられている。

第四章では、1911年の朝鮮教育令作成にさまざまな形がかかわった、初代朝鮮総督寺内正毅、隈本繁吉、関屋貞三郎、三土忠造などの意見が検討され、植民地教育体系の確立過程が示されている。

二. 本書の意義と問題点

著者は、本書の土台となった一連の研究に対して「官僚に思想などあるのか、官僚の一人一人がどのような人物であれ、それが朝鮮の教育政策にどう反映されたというのか、また「観」というのは流動的なものでそれを実証するのは困難なのではないか」という批判を受けたという（324頁）。以下では、こうした実証主義歴史学の観点から行われた批判に対して、本書がどのようにこたえているのかを示し、それに対する評者の考えを述べていきたい。

各章とも、まずそこで取り上げた学務官僚の人物像と対朝鮮教育観を示し、読者に一定のイメージを持たせたうえで、実際の教育政策に対するかれらの直接的な言動を挿入しながらその全体像を明らかにしていくという方法がとられている。直接的な言動が教育政策に対してどのように反映していたのかという点に関しては、ある程度説得力をもった記述となっていると評することができる。しかし、人物像や教育観が示されてはいるものの、それが具体

的にどのように教育政策に反映したのかという点に関しては、あまり考察されておらず、考察されていても推測の域を出ていない。したがって、人物像や教育観に関する事象の羅列に過ぎないととらえられる可能性もある。ただ、「施行された制度や政策の研究が重要なことは承知しながらも、むしろ不安定で不確かな人間の歩みを一試論として描きたかった。そこに、今生きている私たちとの接点を見出せるのではないかと考えているからである。」(324頁)という著者の意図からすれば、こうした側面についての考察は読者に開かれていると、とらえることも可能である。むしろそれが著者の思惑であったのかもしれない。しかしながら、実証主義の立場からの批判に対する「不安定で不確かな人間の歩み」を描くという方法が妥当なものであるとしても、なお、人物像や教育観の描き方と、それをとおしての批判の仕方には、物足りなさを感じる。

著者の言う「不安定で不確かな人間の歩み」とは、たとえば次のような記述にあらわれている。

児童を愛し韓国の文化を尊重する幣原が〔……〕日本政府に自己の能力を認めてもらうことにやり甲斐を感じ始めたときに、「母国語による韓国の近代化」を推進する幣原の姿は薄れていき、植民地教育行政家としての側面が強くなっていった。仮に幣原が教育者や歴史学者としての「良心」を持ち続けたとしても、〔……〕韓国学政参与官は、後の朝鮮植民地支配に繋がる日本の対韓教育政策の枠組みのなかに位置付けられていたのである(51-52頁)。

〔関屋は〕韓国併合を肯定的にとらえ、「国語」を普及して、「勅語の旨趣に基づく忠良なる国民」を育成するといった総督府の教育政策に邁進していったことも事実である。しかし、その一方で朝鮮という異文化と実際に向き合いながら、それが朝鮮人の幸福に繋がると信じ込んで、朝鮮の「時勢」と「民度」の発達を願ったこともまた事実であった(288頁)。

ここで著者は、朝鮮の文化に対する態度と、学務官僚としての実際の活動との間にある「落差」を示すことによって、「不安定で不確かな人間の歩み」を描こうとしている。こうした試みは、現代に生きるわれわれにとってこの問題が「遠い」過去の「遠い」世界のものではなく身近なものであるとの認識をもたせる効果をもつ意義深い方法であると評することができる。

しかしこの「落差」の示し方は、朝鮮の文化を尊重する態度を「善」、教育政策をすすめる活動を「悪」とする見方を前提しているような印象を与える。もちろん、著者はこうした価値判断を慎重に避けて論じてはいる。特に後者に関しては、先行研究の成果をふまえたうえで、学務官僚の活動が当時の朝鮮社会において、また朝鮮人にとっていかなる意味をもつ行為であったのかを、結果としてあらわれた教育政策の内容を示すことによって「探求」し、単なる「悪」として断罪する態度を保留している。一方、前者に関しては、「探求」が十分であるとは言いがたい。つまり、朝鮮文化を尊重する態度が、学務官僚としての立場や当時の日本社会においてのみならず、当時の朝鮮社会において、また朝鮮人にとっていかなる意味をもつものだったのかが深く「探求」されていないように感じられるのである。

たとえば著者が繰り返し指摘している朝鮮語観に関する記述を拾い出してみると以下のようなようである。

- ① 幣原は広く学問や文化に対し畏敬の念を持った人物であった。〔…〕日本人が韓国語を学習することも奨励していた（51頁）。
- ② 幣原が日本人も韓国語を習得すべきであるという姿勢を見せていたのに対し、三土は日本人が韓国語を習得することの必要性は認めておらず、日本の優位性を全面的に押し出した観がある（75頁）。
- ③ ここで俵が主張しているのは、〔……〕日本語を全面的に使用するのには時宜的に無理であるとし、学校教育では韓国語と日本語の両方を伝達手段として使用することを述べている（78頁）。
- ④ 〔関屋は〕教育政策を浸透させるといふ文脈においてはあがあるが、教育関係者が朝鮮語を学習し、朝鮮人と意志の疎通を図ることを望んでいたのである（316頁）。

著者は、朝鮮語観について、普通学校教育における媒介言語としての朝鮮語と(③)、日本人による朝鮮語学習(①②④)とを分けずに論じているが、ここでは後者の問題にしぼって検討したい。

上にあげた引用で、日本人による朝鮮語学習という行為は、「善」としてとらえられている。もちろん著者はそのような断定的評価を示してはいないが、少なくとも、朝鮮人生徒に日本語を押し付ける態度との比較という文脈においては「善」と見ていると考えてよい。しかし、日本人教員に対する朝鮮語教育は、まさに植民地教育政策を浸透させるための手段として学務局が主体となって強く推し進めた政策だったのである²。その中心人物が④であげられている学務局長関屋貞三郎だった。彼の尽力により、少なくとも第一次朝鮮教育令の時期(1911～22年)にはほとんどの日本人教員が集中的な朝鮮語教育を受けなければならない制度が整備され実施されていた。本書があつかっている1905～11年の時期に関しては資料不足のため実証は困難であるが、恐らく一定水準の朝鮮語教育が行われていたと考えられる。たとえば、稲葉(1999)によると『学部職員録』に収録されている普通学校教員93名(1909年7月15日現在)のうち1916年10月9日まで勤続した「同職種勤続」に分類されているのは44名であるが、そのほぼ半数にあたる21名が1920年施行の内地人教員朝鮮語試験に、10名が1921～22年施行の朝鮮語奨励試験に合格している。また、「辞職・転出・死亡等」と「異職種への異動」に分類されている49名の中からも6名が前者の試験に、3名が後者の試験に合格している³。

以上のように、日本人教員の朝鮮語学習は「善」どころか日本語の押し付けをはじめとする植民地権力による教育政策の推進に必要なものとして行われていたのである。朝鮮語学習という表面的行為を学務官僚の性格を描く際の指標として取り出すのであれば、その背景にある実態をふまえておく必要があったのではないだろうか。それをふまえたうえでなお、教育政策推進のためではなく(もちろん学務官僚は教育政策推進さえ朝鮮人のためと考えていただろうが)、朝鮮人児童の便宜のために日本人教員による朝鮮語学習が必要であると考えていたのであれば、それを指標とすることは意味をもつかも

しれない⁴。

学務官僚の朝鮮語観は一例に過ぎないが、かれらの性格を描く際の指標となっているその他の言動についても、その位置づけを明確にしておく必要があったのではないだろうか。

おわりに

朝鮮教育史に関する従来の研究が制度や政策という、手堅く実証することがある意味で「容易」な問題に主要な関心を寄せていた中で、学務官僚の人物像や教育観が実際の教育政策にどのように反映したかという不安定な要素を抱えている問題を中心課題として論じた本書の試みは高く評価してよい。これは、教育史学（歴史学）が実証主義の名のもとに見落としてきた観点である。現実の歴史というものは、それに関わった人々のさまざまな思惑や、多くの偶然が重なり合って生じたものであるの言うまでもない。そうした歴史像に近づこうとすれば、従来行われてきたようなマクロな観点からの実証主義的方法だけでは不十分であり、むしろ本書によるミクロな観点からの「不安定で不確かな人間の歩み」という実証が困難な事象を示すような方法が有効なのである。また、学務官僚の「善意」や「良心」のなかにある盲点を見極め（329頁）ることにより、現代の日本に生きる人々が朝鮮教育史という一見すると自分自身とは何の関係も無いように感じている事象を身近な問題として提示する試みも行っており、この点でも本書はその価値を発揮している。

註

¹ 本書が対象としている学務官僚のうち、幣原坦と三土忠造については金泰勲（1996）と稲葉（1999）が、普通学校教員については稲葉（1999）が取り上げているので、それ以外の依孫一、隈本繁吉、小田省吾、寺内正毅、関屋貞三郎については新事実の提示という側面もある。しかし本書の特徴（のうち）はあくまでも先行研究との観点のちがいにありと評者は考える。

² ここでの記述の詳細については、山田（2001）を参照。

³ したがって「おそらくは言語には不自由しながらも、任務を全うしようと努力した彼らは、学部の教育政策を推進したといえる。」(129 頁) という記述には疑問が残る。

⁴ さらに言えば、学務官僚の朝鮮語観を論じるならば、幣原坦が教科書の編纂を囑託した高橋亨を取り上げてよかったのではないか (38 頁)。高橋は 1902 年に東京帝国大学支那哲学科を卒業、1905 年に韓国政府の招聘により朝鮮に渡って以来、朝鮮語の習得に努め、官立漢城高等学校在職中の 1909 年には日本人用の朝鮮語学習書である『韓語文典』(博文館) を著し、日本人による朝鮮語学習の必要性を訴えていたからである。なお、高橋はその後、大邱高等普通学校校長、朝鮮総督府視学官、京城法学専門学校教授、京城帝国大学朝鮮語学文学第一講座担当教授 (1926 年)、天理大学教授 (1950 年) などを歴任した (桜井、1979 : 519)。

文献

稲葉継雄 (1999) 『旧韓国の教育と日本人』九州大学出版会

金泰勲 (1996) 『近代日韓教育関係史研究序説』雄山閣

桜井義之 (1979) 『朝鮮研究文献誌』龍溪書舎

山田寛人 (1998) 「朝鮮総督府及所属官署職員朝鮮語奨励規程 1921~43 年について」『広島東洋史学報』(広島東洋史学研究会) 第 3 号、pp.40-52.

山田寛人 (2001) 「普通学校の日本人教員に対する朝鮮語教育」『歴史学研究』(歴史学研究会) 第 748 号、pp.17-33.

尹健次 (1982) 『朝鮮近代教育の思想と運動』東京大学